# 納税準備預金規定

# 1. (預金の目的、預入)

納税準備金(以下「この預金」といいます。)は、国税または地方税(以下「租税」といいます。)納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ 補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

#### 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し 出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金 口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金 は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

# 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類につ

いて権利保全の手続きをします。

## 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を 有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。 この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税 納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをし ます。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小 切手をお渡ししますので、これにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、 そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (6) 第1項および第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始 し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相 続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人 の意思とします。以下、同じ。)による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、 法令に別段の定めがある場合等は、この限りではありません。

#### 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3)前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

#### 7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」といいます。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとお

# り取扱いします。

- (1) 納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、 第6条第2項の場合と同様の普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額 が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税 はかかりません。

以 上